

第2回世羅町議会定例会会議録

令和7年6月5日
第3日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和7年第2回世羅町議会定例会（第3号）

令和7年6月5日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- | | | |
|----|--------|---------------------------------|
| 第1 | 報告第4号 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| 第2 | 報告第5号 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| 第3 | 報告第6号 | 令和6年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 第4 | 報告第7号 | 令和6年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 第5 | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第6 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第7 | 議案第45号 | 世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 第8 | 議案第46号 | 令和7年度世羅町一般会計補正予算（第1号） |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 亀 田 知 宏	2 番 佐 倉 悠 希
3 番 矢 山 靖	4 番 宗 重 博 之
5 番 佐 々 木 浩 康	6 番 福 永 貴 弘
7 番 向 谷 伸 二	8 番 上 本 剛
9 番 松 尾 陽 子	10 番 藤 井 照 憲
11 番 田 原 賢 司	12 番 高 橋 公 時

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 市 尻 孝 志	総 務 課 長 升 行 真 路
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 藤 井 道 代
税 務 課 長 小 林 英 美	町 民 課 長 道 添 毅
子育て支援課長 藤 井 博 美	健康保険課長 宮 崎 満 香
福 祉 課 長 和 泉 美 智 子	産業振興課長 住 田 谷 保
商工振興課長 山 崎 誠	建 設 課 長 福 本 宏 道
上下水道課長 広 山 幸 治	せらにし支所長 前 川 弘 樹
教 育 長 早 間 貴 之	学校教育課長 藤 原 康 治
社会教育課長 正 田 一 志	

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 間 處 俊 彦
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

開 議 9 時 0 0 分

○議長（高橋公時） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 報告第4号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 議案1ページをお開きください。

報告第4号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月5日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

次ページをお開きください。

1 専決処分の内容

町の管理する道路での事故による損害について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

自動車の所有者（以下「甲」という。）

住 所 三原市

氏 名 三原市在住 個人

和解の相手方（甲の加入する保険会社。以下「乙」という。）

住 所 東京都千代田区

氏 名 法人

事故の概要

- (1) 事故発生年月日 令和6年11月8日午前6時00分頃
(2) 事故の発生場所 世羅町大字黒淵 町道安田賀茂線
(3) 事故の状況 上記日時、甲が町道安田賀茂線を自動車で走行中、道路上の落石に乗り上げ、車両下部を破損した。

乙に対する損害賠償の額 477,000 円

2 専決処分年月日

令和7年3月27日

報告は以上でございます。

○議長（高橋公時） 議会の委任による専決処分に対する報告については、これを以ってご了承願います。

以上で、報告第4号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について 報告を終わります。

日程第2 報告第5号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 議案3ページをお開きください。

報告第5号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月5日 提出

世羅町長 奥田正和

次ページをお開きください。

1 専決処分の内容

町の管理する道路での事故による損害について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

和解の相手方 所有者
住 所 世羅町
氏 名 法人

事故の概要

- (1) 事故発生年月日 令和7年3月22日午後8時00分頃
(2) 事故の発生場所 世羅町大字川尻 町道三川ダム線
(3) 事故の状況 上記日時、町道三川ダム線を自動車で走行中、舗装の穴を車輪が通過した際、左側前後輪のホイールが破損した。

損害賠償の額 86,064 円

2 専決処分年月日

令和7年4月15日

報告は以上でございます。

○議長（高橋公時） 議会の委任による専決処分に対する報告については、これを以ってご了承願います。

以上で、報告第5号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について 報告を終わります。

日程第3 報告第6号 令和6年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案5ページをお開きください。

報告第6号

令和6年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和6年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日 提出

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3番（矢山 靖） 議長

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 事業名の電気自動車整備事業と6年公共土木施設災害復旧事業、この2点についてお尋ねします。

電気自動車、こっちのほうがか約430万円繰越しとなつてご説明ありました。確かこれ災害時の電力供給の目的で3台、ごめんなさいちょっと記憶なんですけど、購入予定だったと思うんですけど、この繰越しに至った根拠ですね。なぜこういうふうになったのか。それと現在の状況、どういう感じで至っているのかと、今後の予定。購入してあるんですかね、ちょっとその辺がよくわからないので。購入しているのか、これからするのか。それで車を買うといっても、乗用車とか、軽四とかあると思うんですけど、軽四だったら箱バンというか、いろいろ車種というんですか、そういうのがあると思うんですが。どういうふうな考えをお持ちなのか。

あとそれとですね、災害復旧事業のほうなんですけど、5900万、約5900万円の繰越しとなっている。災害の復旧としては大きい規模だと思うんです。現在のこの状況ですね。あと今後、今年度中にも完成できるのか。件数とかそういった詳しいことがわかれば伺います。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） それでは電気自動車整備事業につきましてお答えをいたします。

議員おっしゃられますとおり、この電気自動車の整備事業につきましては、令和6年度3月補正におきまして、国の補正予算に伴います補助金を活用して電気自動車、一応そのときの予定では普通車を1台、軽自動車を2台、計3台導入をするということで、導入後有事には災害、それから避難所等におけます非常用電源等にも利用できるということで、繰越しを前提として歳入歳出予算を計上しまして可決いただいたところでございます。

実際に6年度から7年度に事業費を繰越し、7年度で先ほどの3台を導入するというふうに計画をしておりましたが、国費の補助金の申請の結果、電気自動車

は1自治体で1台しか採択しないということが通知がされまして、やむなく翌年度繰越額については電気自動車1台分、一応これは軽自動車を想定しております。1台分にかかります車の本体、それから充電器の工事費等の併せて433万8000円を繰越し、残る867万7000円は不用額としておるところでございます。

それからこの後また、補正予算のほうでも関連しておりますが、後ほどそちらにつきましても詳しくは説明させていただきますが、現在状況としましてはこの後の補正におきまして、さらにもう1台、3台予定していましたが、1台しか国費の採択認められなかったということで、町としましてはもう1台は最低限ないといけないと考えておりますので、計2台、今年度、7年度の予算と合わせまして、計2台の軽自動車の電気自動車を導入することを予定しております。状況としましては、まだ調達の事務には取りかかっておりません。また、この後の補正をお認めいただければ2台同時にですね、調達業務に入っていこうと考えております。

車種につきましては先ほどのとおり軽自動車、普通車よりもコストは安く抑えられるということと、狭い道でも入り込めるというようなことも勘案しまして軽自動車を選択しております。具体的な車種につきましては、まだこれから検討させていただきますので、車種についてはまだ検討中ということでお答えをさせていただきます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは、令和6年公共土木施設災害復旧事業の繰越について説明いたします。

まず災害の件数でございますが3件でございます。道路が2件、河川が1件でございます。こちらの災害復旧につきましては、令和6年に発生したもので、令和7年1月に国の査定を受け、速やかに発注するために繰越の手続きを経て、工事発注を行ったものでございまして、いずれも令和7年3月に契約したものでございます。

このうちの2件につきましては、工事が完成しておりますが、残る1件については、切土法面の崩落による復旧でございまして、地下排水を取除くための横ボーリングでありますとか、グラウンドアンカー、それから法枠による復旧となっております。工事の完成を4月末と見込んでいるところでございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第 6 号 令和 6 年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第 4 報告第 7 号 令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○上下水道課長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 上下水道課長。

○上下水道課長（広山幸治） 7 ページをお開きください。

報告第 7 号

令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第 7 号 令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第 5 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○税務課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 税務課長。

○税務課長（小林英美） 議案 9 ページをお開きください。

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、町議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

専決処分第 4 号

専 決 処 分 書

世羅町税条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

世羅町長 奥 田 正 和

1 専決処分の内容

地方税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が令和 7 年 3 月 31 日に公布された。

専決処分に係る一部改正の主な内容は、次のとおりである。

町民税関係

法律改正による条例改正を行うもの。

軽自動車税関係

法律改正による条例改正を行うもの。

たばこ税関係

法律改正による条例改正を行うもの。

（詳細説明）

この改正が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたので、世羅町税条例の一部改正を行う必要があったが、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分することとしたものである。

2 専決処分年月日

令和 7 年 3 月 31 日

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3 番（矢山 靖） 議長。

○議長（高橋公時） 3 番 矢山 靖議員。

○3 番（矢山 靖） 新旧対照表で 5 ページ、身体障害者等に対する種別割の減免、第 90 条（6）特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。この必要な措置とはどういうことでしょうか。

○税務課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 税務課長。

○税務課長（小林英美） お答えいたします。第 90 条の 3 項の措置につきましてはマイナンバーカードに紐づけをされた免許証をお持ちになられたときにはこちらのほうで確認をするということでございます。持ってこられましたらこちらで確認をするということになります。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

日程第 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○税務課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 税務課長。

○税務課長（小林英美） 議案 17 ページをお開きください。

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、町議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

専決処分第 5 号

専 決 処 分 書

世羅町国民健康保険税条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

世羅町長 奥 田 正 和

1 専決処分の内容

地方税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が令和 7 年 3 月 31 日に公布された。

専決処分に係る一部改正の主な内容は、次のとおりである。

国民健康保険税の基礎課税額の限度額を 66 万円（現行 65 万円）に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を 26 万円（現行 24 万円）に引き上げる。

国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等 1 人につき 30 万 5 千円（現行 29 万 5 千円）を加算することとし、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等 1 人につき 56 万円（現行 54 万 5 千円）を加算することとする。

（詳細説明）

この改正が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたので、世羅町国民健康保険税条例の一部改正を行う必要があったが、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分することとしたものである。

2 専決処分年月日

令和 7 年 3 月 31 日

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについては承認されました。

日程第 7 議案第 45 号 世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○税務課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 税務課長。

○税務課長（小林英美） 議案 21 ページをお開きください。

議案第 45 号

世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

世羅町国民健康保険税条例（平成 16 年世羅町条例第 51 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町国民健康保険税の税率等の変更に伴い、世羅町国民健康保険税条例を改正

することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○3番（矢山 靖） 議長。

○議長（高橋公時） まず本案に対する反対討論の発言を許します。

3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論します。

私は、3月の新年度予算審査のときにも値上げ予算に反対しました。本改正により、今年度の国民健康保険税1人当たりの収納必要額が14万2706円で、前年度比6595円、4.85%の上昇となります。また、低所得者への軽減判定の改定も1人につき、5割軽減対象者の方で1万円、2割軽減対象者の方が1万5000円の加算、そして後期高齢者支援金等課税額限度額においては2万円も引上げとなります。

そもそも国民健康保険に加入されている方は、年金受給者、高齢者と働くことが難しい人や、中小零細事業主、非正規雇用など、収入が安定していなく、経済的には厳しく、またより医療を必要としている方々です。

給料や年金は上がり、毎年のように値上げされる。高すぎる保険料が、今朝のニュースでも報道していました。生活保護申請が5年連続増加。やはり、物価高騰している近年、加入している住民皆様の暮らしに大きな負担であり、限界にきています。

議員の皆様におかれましては、加入している住民皆様から保険料を増やすのではなく、国に対して国庫負担の引上げを議会を挙げて取組むことを求め、本条例の一部改正する条例について反対の討論といたします。

○議長（高橋公時） 次に賛成討論の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(起立多数)

起立多数であります。

したがって、議案第 45 号 世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 46 号 令和 7 年度世羅町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 24 ページをお開きください。

議案第 46 号

令和 7 年度世羅町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度世羅町一般会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 40,902 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 12,120,902 千円とす

るものでございます。

歳入は、国庫支出金 44,040 千円、県支出金 3,194 千円、繰入金 4,000 千円を増

額し、諸収入 10,332 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 195 千円、民生費 43,040 千円、衛生費 1,764 千円を増額し、消

防費 4,000 千円、予備費 97 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3 番(矢山 靖) 議長。

○議長（高橋公時） 3 番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 10ページの移住定住促進費で200万減。今のご説明でお聞きしたら、要は国からの補助が受けられなかったから減になったというふうに理解したんですが、じゃあ、今後この事業の展開はどうなるんでしょうか。伺います。

○企画課長(藤川道代) 議長。

○議長(高橋公時) 企画課長。

○企画課長(藤川道代) 企画課長お答えいたします。10ページの2、1、10移住定住促進費200万の減額についてでございます。

この事業は、一般財団法人地域活性化センターの助成金を財源に10分の10補助で、住民同士の交流や移住定住に向けた取組みにより、地域活性化に資するために取組む、この事業に対し助成する事業でございます。助成の地域活性化センターから助成対象としては市町村になっており、助成対象団体であります市町村から事業を実施する地域団体等に対し補助金を交付する、そういった事業でございます。

令和6年度中にこの事業に事業の交付をしたところ、この事業については令和6年度実施分につき、町内にあります一般社団法人から手を挙げられましたので、その事業をこの地域活性化センターへ助成の申請をしたところ、今回不採択となったものでございます。

この事業につきましては、また引続き当該社団法人から希望があればまた改めて今度は令和8年度実施分について、令和7年度中に申請をするかもしれないというような予定となっております。

○議長(高橋公時) 他に質疑はありませんか。

○2番(佐倉悠希) (挙手)

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) 10ページの備品購入費についてなんですけれども、電気自動車についてでございますが、この自動車本体と充電設備の設置予定場所及び通常時と有事の際の使い分けについて伺います。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(高橋公時) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) お答えいたします。10ページ、財産管理費に計上しております公用車、これは電気自動車、軽の電気自動車を予定しております。その車両本体につきましては、公用車ですので場所はまだまだこれからになりますが、公用車の屋根付きの車庫へ置く予定でございます。充電器につきましても通常、公

用車を保管しております車庫のほうへ設置をする予定としております。

有事と平時の使い分けということでございますが、有事につきましては、先ほど来説明をしておりますとおり、避難所、それから災害時の非常用電源としての使用を想定しておりますが、平時につきましては通常の公用車として電気ですから、電費ですか、ガソリンよりもコストはかからない部分もございますので通常は公用車としてですね、使用を想定しておるところでございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はありませんか。

○10 番（藤井照憲） （挙手）

○10 番（藤井照憲） 公用車ですね、電気自動車の購入にあたってこの非常用電源とするという、非常用電源とするとした場合、このキャパがどのぐらいのものを想定してですね、この3台申請し、1台しか採択されなかったと。本年度に入って補正予算で新たに1台購入するということですが、このキャパをどの程度見たために1台、さらに補正予算組むのか、そこをお伺いします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 実質的な性能なり容量につきましては、ちょっと詳細についてはこちらに持ち合わせておりませんので、具体的なところをお答えが致しかねるところでございますが、通常、当初、昨年度の3月補正において、3台国費を使って導入しようと考えておったところでございますが、説明しておりますとおり、1台しか補助金の採択がなされなかったということで、繰越分については1台ということで予算を準備しておるところでございます。

残る2台ということで、キャパ的にどうなのかということでございますが、通常、元々この電気自動車の導入という話ではなく、元々今年度につきましては公用車を2台更新するというふうに予定をしておりました。そこに昨年度ですね、国費を使って電気自動車を買えるのではということで、3台予算化をさせてもらったところですが、1台しか認められないということで、3台のうち2台では今年度、予算計上すればいいのではないかとということにもなりますが、順次ですね、更新の計画をしておりますので、今年度については、元々予定しておりました2台のうち1台を繰越予算で、もう1台を7年度の現年度予算に予算計上しましてそれぞれで調達をしていきたいと考えております。

今後におきましても、EVに電気自動車につきましては導入する可能性はございます。ただ、全てを今後ですね、電気自動車にしていくとかということになりますと、昨今の自動車を取巻く情勢につきましても、電気自動車がいいのか、ガ

ソリンがいいのか、ハイブリッドがいいのかというような部分もございますので、バランスよくですね、ハイブリッド、ガソリン、電気とですね、更新等かけていきたいと考えておるところでございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はありますか。

○10 番（藤井照憲） （挙手）

○議長（高橋公時） 10 番 藤井照憲議員。

○10 番（藤井照憲） 電気自動車を購入する際の非常用電源という言葉は全く意味がないというふうに受止めたんですけれども、要は非常用電源のバッテリーとして使おうとした際は、庁舎のどの部分を非常用電源で動かして災害対応に使うか、ちょっとそこだけ聞かせてください。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。非常時の電源として使用を想定しておるところにつきましては、庁舎ではなく避難所、その他災害時の出先において使用することを想定しておるところでございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はありませんか。

○10 番（藤井照憲） （挙手）

○議長（高橋公時） 10 番 藤井照憲議員。

○10 番（藤井照憲） したがいまして、要は庁舎の電源をこの電気自動車のバッテリーでまかなうというのは大変な容量だと思いますこれ不可能だと。水防倉庫、あそこに災害対策本部ができるから、あそこの電源だったら、数時間は可能だ。この避難所対応となりましたら、避難所対応の施設にですね、そういう非常用電源を設置しなきゃいけない。この設置工事費はどこにありますか。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。2 台電気自動車を整備させていただきましたら、順次その交代で非常用電源としての供給ができるのではないかと想定はしております。避難所におきましては、直接車のほうから電源を引張ってくるということですので、避難所となります場所での電源工事等は必要がないかというふうに考えております。

○議長（高橋公時） 他に質疑はありませんか。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（高橋公時） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私より答弁を充足させていただきたいと存じます。この度電気自動車 3 台の一つの希望と言いますか、国への要請について国からの 1 台の国庫補助という形になった中で、この電気自動車、先ほど来もご指摘をいただきますように災害時避難所への電気を送届ける、電気を運んで行ってそこで使っていただくという目的に供する部分がございますこれは有事の場合でございます、平時は電気自動車としてのメリットを生かした通常業務の使用でございます。

したがって 2 台必要ということの枠組みでございますが、電源が途絶された避難所、これは絞られた対象になりますけれども、そちらに 1 台をまず派遣をする。そこで電源を賄っていただきながら、ご指摘いただきましたように、当町には防災センター、あるいは本庁舎についても非常用の自家発電機を装備してございます。そちらでの充電を行いながら、現地への次なる 2 クール目の電気を送届けるという必要がございます。途絶が長時間にわたる場合は 2 台を交代で派遣をしながら、その電気をまかなう。これは必要最小限の電気供給になると思いますけれども、そこでしっかりとした電源の確保を行いたいという狙いがございます。それぞれの地域で自家用のポータブルの手提げの発電機等もございますけれども、安定した電源を、そこにまかなうには電気自動車の蓄電池を持って賄いたい。その上で、2 台という交代の仕組みを作りながらサポートしてまいりたい、その緒に着く段階で、今回の取組みを行わさせていただくところでございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 46 号 令和 7 年度世羅町一般会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

なお、次回の本会議は、6月13日午前9時から、「開会」いたしますので、ご
参集願います。

(起立・礼)

~~~~~

散 会 10時18分